

○総務省告示第三百五十六号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第一百条第二項、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）第三条第三号及び基幹放送局の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第二十一号）第八条の規定に基づき、平成十三年総務省告示第百八十九号（電波法第百条等に規定する電波の監視を行う場所に関する件）の一部を次のように改正し、令和六年一月一日から施行する。

令和五年十月十二日

総務大臣 鈴木 淳司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

|      |                               |
|------|-------------------------------|
| 所在地  | 千葉県東金市関内字沼一三七番一               |
|      | 北緯 三五度三四分〇七秒<br>東経 一四〇度二四分三六秒 |
| 緯度経度 | 千葉県常陸大宮市工業団地六〇                |
|      | 北緯 三六度三一分五四秒<br>東経 一四〇度二二分二七秒 |

〔略〕

〔略〕

改正前

|      |                               |
|------|-------------------------------|
| 所在地  | 千葉県東金市関内字沼一三七番一               |
|      | 北緯 三五度三四分〇七秒<br>東経 一四〇度二四分三六秒 |
| 緯度経度 | 〔同上〕                          |
|      | 〔同上〕                          |

〔同上〕

〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。